

令和2年度 消防身体基準一覧(政令指定都市<東海・近畿>)

[身長][体重][胸囲][その他] * …おおむね

[視力] 一眼…一眼でそれぞれ

[色覚] 識別可…赤色、青色および黄色の色彩の識別ができること

[色覚][聴力][その他] 支障がないこと…職務遂行上支障がないこと

自治体名	身長	体重	胸囲	視力(矯正視力を含む)	色覚	聴力	その他		
静岡市	/			両眼0.7以上かつ一眼0.3以上	識別可	左右とも正常であること	※		
浜松市				両眼0.7以上かつ一眼0.3以上	識別可	左右とも正常である人	支障のない人		
名古屋市				矯正視力: 両眼0.7以上かつ一眼0.3以上	識別可	左右とも正常であること	支障のないこと		
京都市				両眼0.7以上かつ一眼0.3以上	識別可	左右とも正常であること	/		
大阪市				両眼0.7以上かつ一眼0.3以上	識別可				
堺市				両眼0.7以上かつ一眼0.3以上	識別可				
神戸市				★	★	/			
★のほか、健康状態についての医学的検査									

静岡市※ ① 体質が健全で、四肢関節に障害等の異常がなく、諸機能が正常であること。 ② 精神機能および神経系統に異常がないこと。

③ 言語明りょうで十分発声ができること。 ④ 職務遂行上、支障のある疾患のないこと。 ⑤ その他職務遂行に支障のない身体であること。